

令和 8 年 3 月 13 日

関係団体等の長 各位

山口労働局労働基準部健康安全課長

建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒等による
労働災害の防止について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、労働安全衛生規則第 355 条に基づく地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成 19 年 3 月に発出された「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

さらに、建設業における一酸化炭素中毒等の予防については、平成 10 年 6 月に発出された「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について」により、作業場所の換気等作業管理等を徹底するよう指導しているところです。

今般、別添 1 のとおり、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長から厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長あてに、建設工事等におけるガス管損傷事故及び一酸化炭素中毒等事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、これらによる労働災害を防止するため、貴団体所属の会員等に対し別添 1 の事項について周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、建設工事等事業者向けパンフレットは、右の
二次元コードからダウンロードすることができます。

